

# 学校安全への対応

—教職課程における取り組みの課題と可能性—

末藤 美津子

## 要 旨

本稿は、「学校安全への対応」をめぐる文科省の取り組みを通して、「学校安全」とは何かを明らかにし、2019（平成31）年度以降に教職課程に導入される「学校安全への対応」の課題や可能性を検討する。具体的には、まず、2010（平成22）年に文科省から出された『「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育』並びに独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害救済給付制度の規定などを手がかりに、「学校安全」とはどのようなものなのかを見ていく。次に、ごく限られた教員養成系の国立大学で実施されている学校安全に関する講義に着目し、そのねらいや教育効果について分析する。こうした作業を通して、大学の教職課程に取り入れられることとなった「学校安全への対応」のあり方を探っていく。

## I. はじめに

学校管理下においていくつかの痛ましい出来事が起こったことは記憶に新しい。2001（平成13）年には大阪教育大学附属池田小学校で、8名の児童の命が奪われ、13名の児童、2名の教職員が負傷するという不審者による乱入殺傷事件が起こり、救命活動や保護者への連絡が遅れるなど教員の対応が不十分であったことが指摘されている。2011（平成23）年の東日本大震災の折には、宮城県石巻市立大川小学校で、地震後しばらく校庭で待機させられていた児童が津波から逃げ遅れて74名が犠牲となり、教職員の避難開始の意思決定が遅かったことが問題視されている。

この間、文部科学省は学校安全をめぐる調査研究を数多く実施し、公表された報告書の数も少ない。そうした報告書の大半は、学校の教職員、保護者、地域社会や地域関係機関・団体に向けて学校安全の推進を説くものであるが、中には、教員養成段階の学生を視野に入れたものもある。例えば、東日本大震災の教訓を踏まえて総合的かつ効果的な学校安全に係る取組の推進を目指して、2012（平成24）年4月に策定された『学校安全の推進に関する計画』<sup>(1)</sup>は、「学校における安全に関する組織的取組の推進」の具体的な方策として、「教職を志す学生への学校安全教育」を打ち出している。

こうした流れをさらに加速させるべく、2019（平成31）年度から大学の教職課程において必修科目として学ぶべき内容の中に、「学校安全への対応」が盛り込まれることとなった。学校管理下で起きるかもしれない事件や災害から子どもたちを守るよう、また、そうした事件や事故が起きた場合にどのように対応すべきか、そして痛ましい事件や事故が起こってしまったあとに子どもたちとどう向き合っていくべきか、教員養成の段階から知識や技能の向上を図ることが課されたのである。

そこで本稿は、「学校安全への対応」をめぐる文科省の取り組みを通して、「学校安全」とは何かを

明らかにし、2019年度以降に教職課程に導入される「学校安全への対応」の課題や可能性を検討する。具体的には、まず、2010（平成22）年に文科省から出された『「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育』<sup>(2)</sup>並びに独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害救済給付制度の規定などを手がかりに、「学校安全」とはどのようなものなのかを見ていく。次に、ごく限られた教員養成系の国立大学で実施されている学校安全に関する講義に着目し、そのねらいや教育効果について分析する。こうした作業を通して、大学の教職課程に取り入れられることとなった「学校安全への対応」のあり方を探っていきたい。

## Ⅱ. 「学校安全」とは何か

文科省から公表されている学校安全に関する数ある報告書や資料などの中で、学校安全について包括的かつ体系的に述べられているものとして、『「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育』を挙げることができる。この報告書は2001（平成13）年に初版が出され、2010（平成22）年に改訂版が出されている。そこで、この改訂版の報告書に沿って、学校安全のねらいと領域、学校安全の主要な活動内容を順に見ていく。また、学校安全は学校管理下での事件や災害を想定していることから、学校管理下の範囲についても明らかにする。

### 1. 学校安全のねらいと領域

学校安全のねらいは、「幼児、児童生徒が、自他の生命尊重を基盤として、自ら安全に行動し、他の人や社会の安全に貢献できる資質や能力を育成するとともに、児童生徒等の安全を確保するための環境を整えること」であるという<sup>(3)</sup>。つまり、児童生徒等が自分自身の安全ならびに他の人さらには社会の安全を守ることができるような資質・能力を育てていくことと、安全な環境を整備していくことが、学校安全の目標として設定されている。

また、児童生徒等の安全を守るためには、事前、発生時、事後の三段階の危機管理に対応していくことが必要とされている。それは、「安全な環境を整備し、事件・事故災害の発生を未然に防ぐための事前の危機管理」、「事件・事故災害の発生時に適切かつ迅速に対処し、被害を最小限に抑えるための発生時の危機管理」、「危機が一旦収まった後、心のケアや授業再開など通常の生活の再開を図るとともに、再発の防止を図る事後の危機管理」の三段階である<sup>(4)</sup>。

学校安全の扱う領域としては、「生活安全」、「交通安全」、「災害安全」の三つの領域が挙げられている<sup>(5)</sup>。「生活安全」とは、日常生活で起こる事件・事故災害を取り扱い、児童生徒等が不審者により危害を加えられる事件や、誘拐や傷害などの犯罪を防止することを内容としている。「交通安全」には、様々な交通場面における危険と安全が含まれる。「災害安全」は、地震、津波、火山活動、風水（雪）害のような自然災害はもちろん、火災や原子力災害も対象としている。原子力災害は、平成2（1990）年に起きたJCO臨界事故を踏まえて設けられたものである。「生活安全」、「交通安全」、「災害安全」の領域ごとに、これまでの文科省による学校安全の主な取組をまとめたものが表1である<sup>(6)</sup>。

表1 文科省による学校安全の取組

生活安全
(1) 学校の管理下での事故等の防止について <ul style="list-style-type: none"> <li>• 「サッカーゴール等のゴールポストの転倒による事故防止について」(H25.9事務連絡)</li> <li>• 熱中症関連普及啓発資料の周知(H25.5事務連絡)について</li> </ul>
(2) AED(自動体外式除細動器)の設置 <ul style="list-style-type: none"> <li>• 設置状況の調査の実施(H24.9)</li> <li>• 「AEDの使用方法を含む、救急蘇生法の指針2010(市民用)」のとりまとめについて、教育委員会等に対し通知(H23.12)</li> </ul>
(3) 学校における遊具の管理等について <ul style="list-style-type: none"> <li>• 公園での事故を受け、類似遊具における適切な安全点検の実施について都道府県教育委員会等に要請(H25.3)</li> </ul>
(4) 地域ぐるみの学校安全体制整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>• 「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」(H17～)                             <ul style="list-style-type: none"> <li>— 学校や通学路で子供たちを見守る学校安全ボランティア(スクールガード)の養成・研修</li> <li>— 学校や学校安全ボランティアに対して、警察官OB等のスクールガード・リーダーが各学校等を巡回し、警備のポイント等の指導を実施</li> </ul> </li> </ul>
(5) 学校内への不審者侵入への対応 <ul style="list-style-type: none"> <li>• 事件等発生に伴い各種の通知や参考資料を作成・配布(H19.11)</li> </ul>
交通安全
(1) 交通安全教育に関する指導資料・教材・報告書の作成・配布等 <ul style="list-style-type: none"> <li>• 安全に関する校内研修等で活用できるDVDによる教職員向け参考資料を作成・配布(H21.3, H22.3)</li> <li>• 児童生徒を対象として安全な通学のための教育教材の作成・配布(H24.3, H25.3)</li> </ul>
(2) 交通安全教育に係る指導者の研修 <ul style="list-style-type: none"> <li>• 小・中・高等学校の教員及び都道府県・市長村教育委員会の安全教育指導主事を対象とした研修会を実施</li> </ul>
(3) 交通安全教育に係る調査研究 <ul style="list-style-type: none"> <li>• 交通安全教育及び効果的な実践事例に係る調査研究を実施(H26.3)</li> </ul>
(4) 通学路の交通安全の確保 <ul style="list-style-type: none"> <li>• 国土交通省、警察庁と連携し、全国の公立小学校及び公立の特別支援学校小学部の通学路において緊急合同点検を実施するよう依頼(H24.5)</li> <li>• 通学路の交通安全の確保に関する有識者懇談会の意見を取りまとめ公表(H24.8)</li> <li>• 対策が必要とされた箇所について学校、教育委員会、道路管理者、警察が連携して実施する交通安全対策を支援</li> <li>• 特に対策が必要な市町村に対し、通学路安全対策アドバイザーを派遣(通学路安全推進事業)(H25～H26)</li> </ul>

災害安全
(1) 防災教育に関する会議等の設置 ・東日本大震災を受けた防災教育・防災管理等に関する有識者会議（H23.7～H24.7）
(2) 防災教育に関する指導資料・教材の作成・配布等 ・学校における地震・津波対策に係る対応マニュアル作成の手引きの作成・配布（H24.3） ・東日本大震災の教訓等を踏まえた防災教育に関する教職員向けの総合的な参考資料の配布（H25.3）
(3) 防災教育に係る指導者の研修 ・学校等で防災教室等の講師となる教職員等を対象とした講習会を各都道府県で実施（防災教室の推進）（H24～H26） ・小・中・高等学校の教員及び都道府県・市町村教育委員会の指導主事を対象として、防災教育を含む学校安全研修会を実施（H23～H26）
(4) 防災教育に係る調査研究 ・「東日本大震災における学校等の対応等に関する調査研究」の実施（H24.3） ・防災教育の効果及びその評価の方法を調査研究し、防災教育の体系化につなげる「防災教育の体系的な指導に関する調査研究」の実施（H26.3）
(5) 新たな防災教育手法等の開発・普及 ・「実践的防災教育総合支援事業」の実施（H24～H26） ー東日本大震災を踏まえた新たな防災教育の指導方法や教育手法の開発・普及を行うとともに、緊急地震速報等の防災科学技術を活用した避難訓練等の先進的・実践的な防災教育を行う地域・学校を支援

出典：文部科学省 スポーツ・青少年局学校健康教育課『学校安全について』平成26年5月20日，[www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/.../1349373\\_02.pdf](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/.../1349373_02.pdf)，2017年3月10日，より筆者作成。

## 2. 学校安全の三つの活動内容

学校安全の主要な活動内容としては、「安全教育」、「安全管理」、「組織活動」の三つが挙げられている<sup>(7)</sup>。「安全教育」とは、「児童生徒が自らの行動や外部環境に存在する様々な危険を制御して、自ら安全に行動したり、他の人や社会の安全のために貢献したりできるようにすることを旨とする」活動のことである。「安全管理」とは、「児童生徒を取り巻く環境を安全に整えることを旨とする」活動のことである。「組織活動」とは、「安全教育」と「安全管理」を円滑に進めるための組織的な活動のことである。この三つの活動をもう少し詳しく見ていこう。

まず、「安全教育」は、以下の三つのことを目標としている<sup>(8)</sup>。

- (1) 日常生活における事件・事故災害や犯罪被害等の現状，原因及び防止方法について理解を深め，現在及び将来に直面する安全の課題に対して，的確な思考・判断に基づく適切な意思決定や行動選択ができるようにする。
- (2) 日常生活の中に潜む様々な危険を予測し，自他の安全に配慮して安全な行動をとるとともに，

自ら危険な環境を改善することができるようにする。

- (3) 自他の生命を尊重し、安全で安心な社会づくりの重要性を認識して、学校、家庭及び地域社会の安全活動に進んで参加・協力し、貢献できるようにする。

「安全教育」の内容としては、体育科の保健領域、保健体育科の保健分野における安全に関する学習、関連教科における安全に関する学習、「総合的な学習の時間」における安全に関する学習、特別活動における安全指導などが想定されている。

次に、「安全管理」は、「事故の原因となる学校環境や児童生徒等の学校生活における行動等の危険を早期に発見し、それらの危険を速やかに除去するとともに、万が一、事件・事故災害が発生した場合に、適切な応急手当や安全措置ができるような体制を確立して、児童生徒等の安全の確保を図るようにすること」とされている<sup>(9)</sup>。各学校においては、授業中はもとより、登下校時、放課後、学校開放時等における児童生徒等の安全確保のため、家庭や地域社会との連携を図ることが求められている。

学校生活の「安全管理」は、休憩時間、各教科等の学習時、クラブ活動等、学校行事、その他学校におけるすべての教育活動を対象として、主に児童生徒等の行動により生じる危険を早期に発見し、事故を未然に防止するために行われる。また、児童生徒等に危害を加えるおそれのある不審者等の侵入により、児童生徒等が犯罪の被害者とならないよう、学校は十分な対策を講じなければならない。児童生徒等に充実した学校生活を保障するためには、保護者や警察等の関係機関、地域の関係団体等との連携を図り、通学時の安全を確保することも重要である。そのため、各学校は危機管理マニュアルを作成し、そのマニュアルを周知徹底し、訓練を実施したりして、教職員が様々な危機に適切に対処できるようにしておくことも必要である。

学校環境の「安全管理」のために、定期的、臨時的、日常的に安全点検が実施される<sup>(10)</sup>。児童生徒等が使用する施設・設備及び防火、防災、防犯に関する設備などについては、毎学期1回以上の定期的な安全点検が義務づけられている。児童生徒等が多く使用される校地、運動場、教室、特別教室、廊下、昇降口、ベランダ、階段、便所、手洗い場、給食室、屋上などは、毎月1回、定期的な安全点検が実施される。運動会や体育祭、学芸会や文化祭、展覧会などの学校行事の前後、暴風雨、地震、近隣での火災などの災害時には、臨時的安全点検が行われることになっている。また、児童生徒等が最も多く活動を行うと思われる箇所については、毎授業日ごとに定期的な安全点検が義務づけられている。

最後の「組織活動」では、児童生徒等の安全確保のために学校全体としての取り組みを一層進めていくことと同時に、学校と家庭、地域の関係機関・団体等との連携や情報交換を密にしていくことの必要性が説かれている。そのため、地域ぐるみで安全を守り、児童生徒等が安心して学校教育を受け、日常生活を送ることができるような環境を整えていくことの重要性が指摘されている<sup>(11)</sup>。

### 3. 「学校管理下」の範囲

ここで、学校管理下という概念の範囲を明確にしておきたい。学校の管理下における児童生徒等の

災害（負傷、疾病、傷害又は死亡）に対して、独立行政法人日本スポーツ振興センターは、災害救済給付制度を適用している。この学校管理下の範囲については、独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令第5条第2項及び独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する文部科学省令第26条に規定されており<sup>12)</sup>、表2に示すような六つの場合が想定されている。

この表から明らかなように、児童生徒等が登校中から、始業前の時間、各教科の授業中や道徳、総合的な学習の時間、特別活動の時間、さらには休み時間、昼休み、放課後、部活動の間など、まさに学校に留まっている時間はすべて学校の管理下にあると考えられている。加えて、林間学校、臨海学校、夏休み中の水泳指導などの課外指導も含まれており、学校管理下という概念は極めて広範囲に及んでいることがわかる。

表2 学校管理下の範囲

学校管理下となる場合	例
1. 学校が編成した教育課程に基づく授業を受けている場合(保育所における保育中を含む)	<ul style="list-style-type: none"> <li>各教科(科目)、道徳、自立活動、総合的な学習の時間、幼稚園における保育中</li> <li>特別活動中(児童・生徒・学生会活動、学級活動、ホームルーム、クラブ活動、儀式、学芸会、運動会、遠足、修学旅行、大掃除など)</li> </ul>
2. 学校の教育計画に基づく課外指導を受けている場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>部活動、林間学校、臨海学校、夏休みの水泳指導、生徒指導、進路指導など</li> </ul>
3. 休憩時間に学校にある場合、その他校長の指示又は承認に基づいて学校にある場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>始業前、業間休み、昼休み、放課後</li> </ul>
4. 通常の経路及び方法により通学する場合(保育所への登園・降園を含む)	<ul style="list-style-type: none"> <li>登校(登園)中、下校(降園)中</li> </ul>
5. 学校外で授業等が行われるとき、その場所、集合・解散場所と住居・寄宿舎との間の合理的な経路、方法による往復中	<ul style="list-style-type: none"> <li>鉄道の駅で集合、解散が行われる場合の駅と住居との間の往復中など</li> </ul>
6. 学校の寄宿舎にあるとき	

出典：Japan Sports Council（独立行政法人日本スポーツ振興センター）、「給付対象範囲」『学校安全Web』、<http://www.jpnsport.go.jp/anzen/saigai/seido/tabid/84/Default.aspx>、2017年3月10日。

### Ⅲ. 教職課程における取り組み

さて、以上のようなねらいや活動内容が盛り込まれている学校安全の問題への対応が2019(平成31)年度以降、教職課程に導入されることとなった。そこで、実際に教職課程においてどのような取り組みができるのか、課題や可能性について先事例に即して検討していきたい。

## 1. 国立大学教員養成学部における学校安全教育の実施状況

根岸千悠は、2003（平成15）年と2013（平成25）年における国立大学教員養成学部での学校安全に関する教育の実施状況を比較検討している<sup>13)</sup>。根岸によると、2001（平成13）年に大阪教育大学附属池田小学校での事件があった2年後に当たる2003年に、全国の国立大学附属学校園の管理職に尋ねたところ、教員養成教育カリキュラムの中に安全教育や応急処置等のカリキュラムを設定している大学は全体の2割程度に過ぎなかったという。そうした背景の中、附属学校園の教諭たちの8割以上からは、学校安全に関する危機対応の訓練等を教員免許取得の必須科目にすべきとの声が寄せられていた。

それから10年後の2013年には、教員養成学部を有する国立大学47大学のうち、学校安全に関する授業が明記されたシラバスを公開しているのは32大学となり、科目数は276科目であった。内訳としては、養護教諭または保健体育教諭の養成課程を有する大学では、「学校保健」が必修科目として位置づけられているため、学校安全に関する授業を実施している大学の割合が高くなっている。また、理科の実験や技術の実習のような実技科目に関しては、危険が伴う可能性が高いため、安全管理や安全教育の授業を実施している大学が多い。一つの科目として包括的に学校安全や安全教育を学ぶ科目を開講している大学は極めて僅かであったが、ほぼ半数の大学は、教職論や教職実践演習などの教職に関する科目の中に、学校安全を取り入れている。

教員志望の学生全員に学校安全に関する必修科目を提供していたのは、大阪教育大学のみであった。大阪教育大学では2007（平成19）年度にカリキュラムを改正し、教員免許取得予定の学生を対象に必修科目として「学校安全」を開講している。また、選択科目としては、弘前大学が「学校安全特論」、東京学芸大学が「学校安全と危機管理」等を開講している。しかしながら、多くの大学は学校安全に関する科目を選択科目としても開講していないという状況を踏まえて、教員養成段階における安全教育のプログラムを開発していくことの必要性を、根岸は指摘している。

## 2. 教員養成課程における学校安全教育への意識とニーズ

戸田芳雄は、教員養成課程における学校安全教育への意識及びニーズについて、教員養成課程の学生及び現職教員を対象として2012（平成24）年に自らが代表として実施した調査の結果を分析している<sup>14)</sup>。教員養成課程の学生としては、保育士及び幼稚園・小・中・高等学校教員養成課程に在籍する800名の学生を対象に質問紙調査を実施し、585名の回答を得た。現職教員としては、全国及び東京都学校安全教育研究会、埼玉県、群馬県、宮城県教育委員会主催研修会、横浜市私立幼稚園長会主催研修会等で約1,000名を対象に質問紙調査を実施し、952名の回答を得た。

第一に、安全教育の必要性を尋ねたところ、現職教員、教員養成課程の学生ともに96%の者が「そう思う」と「ややそう思う」と肯定的に答えている。必要な理由としては、現職教員、教員養成課程の学生ともに、「安全教育は学校教育の重要な内容だから」、「教員の職務として重要だから」、「子どもの事件・事故や災害が多いから」が上位3位を占めている。

第二に、教員養成課程で必要な安全教育の内容を問うたところ、現職教員では、「学校（園）生活や教育活動での安全」、「地震などの防災」、「交通安全」、「感染症の防止」、「誘拐など犯罪被害の防止」、

「避難訓練の方法」といった具合に多岐にわたる項目が挙げられている。一方、教員養成課程の学生では、「地震などの防災」、「学校（園）生活や教育活動での安全」の2項目に絞られている。

第三に、現職教員のみに安全教育充実のための課題を質問すると、「指導する時間が取りにくい」が突出して多く、次いで、「指導内容が明確でない」、「指導力が不足・指導方法がわからない」、「他に優先すべき指導内容がある」、「参考とする資料がない」が続いている。

第四に、安全教育を充実するための方策を尋ねたところ、現職教員、教員養成課程の学生ともに、「体育・保健体育科での安全の指導時間を数時間増やす」、「総合的な学習の時間の内容に『安全』を位置付ける」、「教科等として『安全』を位置付ける」、「教員（含保育士）養成課程段階で、安全に関する科目を開設する」といった設問に、8割から9割の者が「そう思う」、「ややそう思う」と肯定的に答えている。総じて教員養成課程の学生の方が、肯定的な回答を寄せる者の割合が高かったという。

こうした調査の結果を踏まえ、戸田は、現職教員並びに教員養成課程の学生の大半が、安全教育が学校教育の重要な内容であり、教員の重要な職務であると理解し、学校における安全教育を充実していくことと教員養成課程においても安全教育が必要であることを認識しているという。一方、少なからぬ現職教員が、安全教科の設定や安全教育の必要性は認めながらも、指導時間の不足などに悩んでいることも浮かび上がってきている。決して十分ではない指導時間の中で、いかに有効な安全教育を施すことができるか、教師の力量が問われている。その意味でも、現職教員並びに教員養成課程の学生の8割から9割の者が、教員養成課程における安全に関する科目の設定を望んでいることを、戸田は喫緊の課題として受け止めている。

### 3. 大阪教育大学における「学校安全」の授業

大阪教育大学は2007（平成19）年度にカリキュラムを改正し、教員免許を取得する学生に教職基礎科目「学校安全」を、必修科目として2回生で実施することとした。実際の授業は2008（平成20）年度から始まっている。授業では、『教師のための学校安全』<sup>(45)</sup>というテキストに即して、学校安全と危機管理、安全教育の展開、事件・事故発生時の対応や取組事例などの理論と実践内容を取り上げている。テキストの目次は以下のとおりである。

#### 第Ⅰ部 学校安全と安全教育

##### 第1章 学校安全の概念

##### 第2章 安全教育と安全管理

##### 第3章 安全教育—基本事項—

##### 第4章 安全学習と安全指導の展開—小学校—

##### 第5章 安全学習と安全指導の展開—中学校—

##### 第6章 安全学習と安全指導の展開—高等学校—

#### 第Ⅱ部 学校危機管理

##### 第1章 附属池田小学校事件の概要



## 第2章 学校における危機管理体制

## 第3章 防災・防犯訓練の実際

## 第Ⅲ部 学校危機対応

## 第1章 事件・事故発生時における対応の基本的考え方

## 第2章 事件・事故発生時における対応の実際

## 第3章 応急手当の理論と実際

## 第4章 学校事故と災害共済給付制度

この授業を担当した小山健蔵らは、2009（平成21）年度から2013（平成25）年度までの5年間、授業の受講について、授業内容や分野について、授業と教師の力量について、という三つの領域にわたって授業後に学生に調査を行い、その結果を検討している<sup>16)</sup>。5年間の受講生数は、教員養成課程2,239名、教養学科1,262名、合計3,501名であったという。

第一の授業の受講については、「この授業を受講してよかったですか」という一つの設問のみである。「良かった」、「ある程度良かった」と回答した者は、5年間で91%から99%の間で推移している。教師を目指す学生たちは、この授業について学校安全を考える良い機会ととらえ、受講して良かったと評価していることがうかがわれる。

第二の授業の内容や分野に関しては、四つの設問が用意されている。「この授業の内容や分野に関心を持ちましたか」という問いに、「関心を持てた」、「ある程度関心を持てた」と回答した者は、5年間で86.0%から98.4%の間で推移している。「この授業の内容をあなたは理解できましたか」という問いに、「理解できた」、「ある程度理解できた」と回答した者は、5年間で94.8%から99.6%の間で推移している。「この授業から新しい知識や考え方を得られましたか」という問いに、「得られた」、「ある程度得られた」と回答した者は、5年間で91.4%から98.4%の間で推移している。「この授業で関心を持って学べた内容はどの項目ですか」（複数回答）という問いには、5年間で、「附属池田小学校事件の概要」が60%から71%と関心が最も高く、次いで「事件・事故発生時の対応」が37%から48%、「応急手当の理論と実際」が37%から41%となっている。「応急手当の理論と実際」では、心肺蘇生法（AEDを含む）、止血法、熱中症や溺水などへの対応を学んでいる。教師を目指す学生たちは、この授業の内容や分野について、関心を持ち、内容を深く理解し、新しい知識や考え方を身に付けることができたと評価していると言えよう。

第三の授業と教師の力量については、設問が三つある。「この授業を受講することは、安全意識の向上に繋がると感じますか」という問いに、「繋がると思う」、「ある程度繋がると思う」と回答した者は、5年間で91.4%から98.4%の間で推移している。「この授業を受講することは、危機対応能力の向上に繋がると感じますか」という問いに、「繋がると思う」、「ある程度繋がると思う」と回答した者は、5年間で86.1%から96.5%の間で推移している。「この授業は、あなたが教師になるための力となると感じますか」という問いに、「力となると思う」、「ある程度力になると思う」と回答した者は、5年間で87.3%から98.2%の間で推移している。教師を目指す学生たちは、この授業について、安全意識

の向上と危機対応能力の向上に繋がると考え、教師になるための力となっていると受け止めていることが読み取れる。

今日の教育現場において、教職員の危機意識や安全意識の向上並びに危機対応能力の向上が必要不可欠なものとなってきていることを鑑みると、こうした大阪教育大学の「学校安全」の授業のあり方は一つのモデルケースとして評価できよう。

#### 4. 宮城教育大学における「学校安全」の授業

東日本大震災から時間が経過するにつれ、防災への関心がしだいに遠のいていくことを危惧して、宮城教育大学では、やがて教員になろうとする学生を対象に「環境・防災教育」の授業を実施している。この「環境・防災教育」の授業では、前半9回は、環境教育を中心に自然災害と環境との関連について、宮城教育大学環境教育実践センターの教員2名が講義を担当している。後半6回は、東日本大震災時の学校の様子とその後、学校における防災教育の現状、子どもの心のケアのための教師の対応等について、宮城教育大学教育復興支援センター<sup>(17)</sup>の教員3名が講義を担当している。この後半の講義の中で、「学校安全」をテーマに学校における防災教育の現状について2回分の講義を担当している吉田利弘は、受講した学生のアンケートをもとに自らの授業の内容と指導方法を分析している<sup>(18)</sup>。

吉田は2回の講義で、「児童生徒を取り巻く災害の多様さを踏まえ、教師としてどのような心構えで防災教育に臨むべきか、今変わりつつある学校での防災教育の在り方を通して理解させる」<sup>(19)</sup>ことをねらいとしている。具体的には、学校における安全管理というテーマのもと、学校を取り巻く防災の現況、学校安全に関する教育の現況、東日本大震災後の学校安全の管理と教育の変化、教員としての防災に関する意識のあり方などを取り上げている。

1回目の授業開始前と2回目の授業後に、吉田は、「小中学校の防災教育のあり方についてあなたの考えを述べなさい」という設問のアンケートを実施し、二つのアンケートの内容を比較検討している。アンケートの対象者は218名であったという。

学生の意識は2回の授業の前と後とでさほど大きな変化はなく、むしろ「一層大切と思った」、「更に充実させなければならないと感じた」など、防災教育の深化充実の必要性を挙げた者が全体の約61%であった。具体的には、「防災に対する意識の高揚と継続を大切にしていかなければならない」であるとか、「避難訓練の重要性を理解させなければならない」、あるいは「状況に合わせた判断能力の育成に努めなければならない」といったことを挙げる学生が多かった。

一方、授業の前と後とでアンケート内容に若干の変化も起きている。授業前には避難訓練のあり方が大切であると述べていた学生の多くが、授業後には、「避難訓練のあり方ではなく、参加者の意識の改善」、「自分の頭で考える判断力の育成」、「訓練よりも、自分で自分を守る意識を」、「あらゆる学習場面で主体的、多面的に判断できる力を」といった多岐にわたる回答を寄せている。また、授業前には教師の確かな判断と適切な指示が必要であると答えていた学生の多くが、授業後には、「子どもに柔軟な思考・判断力を」、「子ども自身が地域の状況について把握」、「子ども自ら考える安全教育」といったことを答えている。

吉田自身、「『防災教育のあり方』に対する考え方に正否はない」としながらも、この2回の授業を通して「固定化から拡散化へと防災思考を発展させることを期待して授業構成に臨んでみた」と述べている<sup>(20)</sup>。このアンケートだけから授業の成果を論じることはできないが、多くの学生に多様な防災教育のあり方への気づきをもたらしたことは明らかである。最後に吉田は一人の学生の言葉を紹介している<sup>(21)</sup>。

防災教育こそ、難しい科目ではないかと感じた。解答しようとしても選択肢は与えられておらず、その場の状況に応じた判断能力が求められる。想定外も考えると、過去の事例もマニュアルも参照できない。防災教育のあり方を明解にすることは、自分にとって大変難しいことである。

やがて教員になろうとする学生にこうした気づきをもたらすことこそが、宮城教育大学が目指す防災教育のねらいだったのではないだろうか。

#### IV. おわりに

文科省は、学校安全のねらいとして、子どもたちに自分自身の安全、他の人の安全、そして社会の安全を守ることができるような資質・能力を育むこととともに、安全な環境を整備していくことを掲げている。そして、事件や事故といったさまざまな危機を想定して、事前、発生時、事後の三段階の危機管理への対応を求めている。具体的な学校安全の領域としては、「生活安全」、「交通安全」、「災害安全」の三つを想定し、子どもたちの日常生活で起こる事件・事故への対応、通学路を含む交通安全、自然災害、火災、原子力災害などの災害への対応を視野に入れている。

一方、学校の管理下における子どもたちの災害（負傷、疾病、傷害又は死亡）に対する災害救済給付制度を管理運営している独立行政法人日本スポーツ振興センターは、学校の管理下の範囲を規定している。それによると、学校の管理下とは、子どもたちが登校中から、始業前の時間、各教科の授業中や道徳、総合的な学習の時間、特別活動の時間、さらには休み時間、昼休み、放課後、部活動の間など、まさに学校に留まっている時間のすべてである。加えて、林間学校、臨海学校、夏休み中の水泳指導などの課外指導も含まれており、学校管理下という概念は極めて広範囲に及んでいる。このように、さまざまな場面で多様な形で学校との関わりを持つ子どもたちの存在とその活動を守ることが、学校安全の基本となっている。

ところで、文科省は、2019（平成31）年度から大学の教職課程の必修科目として学ぶ内容の中に、「学校安全への対応」を含むべきことを決めた。しかしながら、これまで教員養成課程のカリキュラムの中で安全教育のプログラムを設定している大学はさほど多くはない。根岸千悠によると<sup>(22)</sup>、国立大学教員養成学部の中で、2003（平成15）年の時点で安全教育や応急処置などのカリキュラムを設定しているのは全体の2割程度だったが、2013（平成25）年には全体の7割弱の大学で学校安全に関する授業が開講されるようになり、10年の間で増加しているという。だが、少なからぬ大学では、教職論や教職実践演習といった科目の中に、学校安全の内容を取り入れる形で対応している。今後、教員

養成段階における安全教育のプログラムを開発していくことが喫緊の課題であると、根岸は指摘している。

教員養成課程の学生や現職教員を対象に、学校安全教育への意識とニーズを調査した戸田芳雄によると<sup>(23)</sup>、教員養成課程の学生も現職教員もともに、安全教育が学校教育の重要な内容であり、教員の重要な職務であると理解し、学校における安全教育と教員養成課程における安全教育の充実が必要であることを認識しているという。しかも、教員養成課程の学生からも現職教員からも、教員養成課程の中に学校安全に関する科目の設定を求める声が極めて高かったことを、今後に向けての切実な課題として、戸田は受け止めている。

2001（平成13）年に附属池田小学校で不審者が乱入し、児童や教員が殺傷されるという痛ましい事件が起こった大阪教育大学では、2007（平成19）年度にカリキュラムを改正し、教師を目指す学生たちは「学校安全」を必修科目として履修することとなった。この授業を履修した学生たちを調査した小山健蔵らによると<sup>(24)</sup>、学生たちは、この授業について、学校安全を考える良い機会になったととらえ、受けて良かったと述べている。また、学生たちは、この授業の内容や分野について、関心を持ち、内容を深く理解し、新しい知識や考え方を身につけることができたという。加えて、学生たちは、この授業について、安全意識の向上と危機対応能力の向上に繋がると考え、教師になるための力となっていると高く評価しているという。この授業のテキストとして出版された『教師のための学校安全』<sup>(25)</sup>は、今後、教職課程に在籍する学生たちが学校安全への対応を学ぶ際にも、一つのモデルテキストとなりうるものと思われる。

2011（平成23）年の東日本大震災で大きな被害を受けた東北地方における教員養成の中核を担っている宮城教育大学では、教師を目指す学生たちに「環境・防災教育」の授業を実施している。この授業の中で「学校安全」に関するテーマを分担している吉田利弘は、自らの授業を受ける前と後とで、学生の意識がどのように変容したかを調査している。吉田によると<sup>(26)</sup>、2回の授業の前後で学生の意識はさほど大きく変容しておらず、防災教育をさらに深め充実させていくことの必要性を認識するようになったという。しかしながら、多くの学生が多様な防災教育のあり方に気づくようになったことに、吉田は着目している。防災教育の正解はひとつではなく、柔軟な発想や判断力が求められる極めて高度な科目であることを、学生たちはこの授業を通して気づくことができたのである。学校安全への対応を学ぶことの一つの大きな意義がここにあると言えよう。

本稿においては、文科省の取り組みを通して「学校安全」とは何かを明らかにし、教員養成課程で実践されてきた数少ない「学校安全への対応」の先事例を分析することを試みた。2019（平成31）年度以降の教職課程における「学校安全への対応」の導入に当たっては、本稿で浮かび上がってきた課題や可能性について、実際の授業を進める中で深めていきたい。

## 注

- (1) 文部科学省『学校安全の推進に関する計画』平成24年4月27日、[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/kenko/anzen/1320286.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1320286.htm), 2017年3月10日。

- (2) 文部科学省『「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育』平成22年3月, [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/kenko/anzen/1289310.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1289310.htm), 2017年3月10日。
- (3) 同上書, 11頁。
- (4) 同上書, 11頁。
- (5) 同上書, 12頁。
- (6) 文部科学省 スポーツ・青少年局学校健康教育課『学校安全について』平成26年5月20日, [www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/.../1349373\\_02.pdf](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/.../1349373_02.pdf), 2017年3月10日。
- (7) (2)と同じ, 11-12頁。
- (8) 同上書, 31頁。
- (9) 同上書, 61頁。
- (10) 同上書, 62頁。
- (11) 同上書, 97頁。
- (12) Japan Sports Council (独立行政法人日本スポーツ振興センター), 「給付対象範囲」『学校安全 Web』, <http://www.jpnsport.go.jp/anzen/saigai/seido/tabid/84/Default.aspx>, 2017年3月10日。
- (13) 根岸千悠「国立大学教員養成学部における学校安全に関する教育の取り組み状況について」, 藤川大祐編 千葉大学大学院人文社会科学部研究プロジェクト報告書第277集『社会とつながる学校教育に関する研究(2)』2014年, 15-20頁。
- (14) 戸田芳雄「学校における安全教育充実の方向性について—我が国の学校安全行政の動向等を踏まえて—」安全教育学研究第15巻第1号, 2015年, 3-19頁。
- (15) 小山健蔵・藤田大輔・白石龍生・大道乃里江『教師のための学校安全』学習研究社, 2008年。なお, 改訂版は学研教育みらい, 2014年。
- (16) 小山健蔵・大道乃里江・白石龍生・藤田大輔「大阪教育大学における必修科目である学校安全の授業評価について—平成21年度から5年間のアンケートを中心に—」『学校危機とメンタルケア』第7巻, 2014年, 1-9頁。
- (17) 「宮城教育大学復興支援センター」は, 東日本大震災の約3週間後に設置された「みやぎ・仙台未来づくりプロジェクト」を発展的に継承する形で, 2011(平成23)年6月28日に設置された。被災地の教育支援のために, 全国の大学から集まってきた数多くの学生を中心に, 積極的なボランティア活動を展開してきたが, 震災5年目の2016(平成28)年4月1日に, 被災地の教育の未来を担う支援センターとして「防災教育未来づくり総合研究センター」に改組された。
- (18) 吉田利弘「『環境・防災教育』における担当授業の省察:『学校安全』に関する2時間の授業を通して」『教育復興支援センター紀要』第3巻, 2015年, 35-43頁。
- (19) 同上書, 36頁。
- (20) 同上書, 42頁。
- (21) 同上書, 43頁。
- (22) 根岸千悠, 前掲書。
- (23) 戸田芳雄, 前掲書。
- (24) 小山健蔵・大道乃里江・白石龍生・藤田大輔, 前掲書。
- (25) 小山健蔵・藤田大輔・白石龍生・大道乃里江, 前掲書。
- (26) 吉田利弘, 前掲書。